

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部学務課

番号 2

許認可等の内容		就学指定校変更の承認
根拠法令及び条項		学校教育法施行令 第8条
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙2のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成23年12月1日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成23年12月1日最終変更)